

令和8年1月更新

# 福祉サービス一覧

みやこ町役場 保険福祉課

TEL : 0930-32-2516

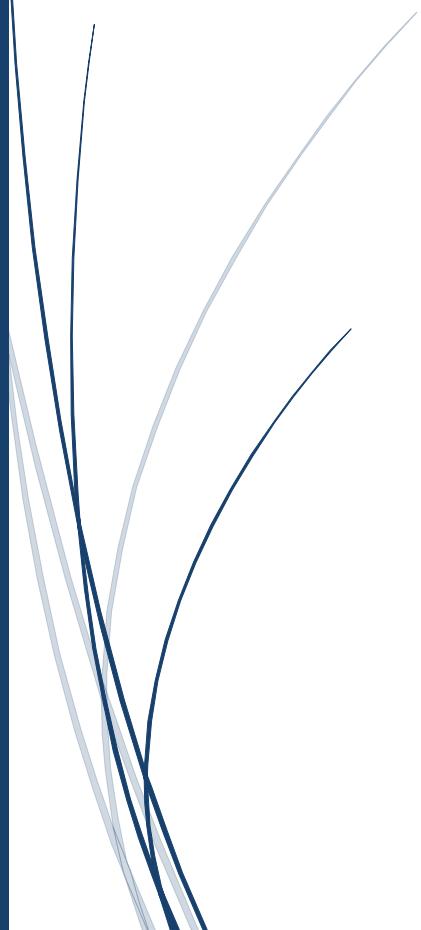
FAX : 0930-32-8034

※この冊子は、主に高齢者福祉サービスや介護保険サービス等の情報を掲載しています。

全ての福祉サービスを掲載しているわけではないため、ご不明な点がある場合、お問合せください。



# 福祉サービス一覧 目次



## 目次

### 【福祉サービス】（みやこ町保険福祉課福祉係）

○高齢者等住宅改造助成事業（住みよか事業）	.....	1～2ページ
○福祉タクシー利用券交付事業	.....	3～4ページ
○高齢者運転免許証自主返納支援事業	.....	5～6ページ

---

### 【福祉サービス】（みやこ町保険福祉課高齢者支援係）

○高齢者補聴器購入補助事業	.....	7ページ
○生活支援ホームヘルプサービス事業	.....	8ページ
○いきがいデイサービス事業	.....	9ページ
○生活管理指導ショートステイ事業	.....	10ページ
○配食サービス事業	.....	11ページ
○訪問理美容サービス事業	.....	12ページ
○寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	.....	13ページ
○高齢者日常生活用具給付事業	.....	14ページ
○介護予防住宅改修等事業	.....	15ページ
○緊急通報装置設置事業	.....	16ページ
○高齢者SOSネットワーク事業	.....	17ページ
○高齢者位置情報検索事業	.....	18ページ
○高齢者等見守リシール交付事業	.....	19ページ

○緩和した基準による訪問型サービスA	.....	20ページ
○短期集中予防訪問型サービス	.....	21ページ
○短期集中リハビリ通所型サービス	.....	22ページ

---

### 【その他の情報】

○各種相談窓口	.....	23~25ページ
○生活保護制度	.....	26ページ
○成年後見制度について	.....	27ページ
○認知症について	.....	28~29ページ





## 【福祉サービス】

(みやこ町保険福祉課福祉係)

みやこ町役場 保険福祉課 福祉係  
TEL : 0930-32-2516  
FAX : 0930-32-8034

## ○高齢者等住宅改造助成事業（住みよか事業）

### 1. サービス内容

在宅で援護が必要な高齢者・障がい者のいる世帯に対し、居住に適するように住宅を改造する費用の一部を助成します。

### 2. 対象者

みやこ町に居住している方で、市町村民税および前年度所得税が非課税世帯で、①～④のいずれかに該当する者がいる世帯

①要支援および要介護1～5と判定された方

②身体障害者手帳1級または2級の方

または、それ以外の身体障がい者の方で、車いす等の交付を受けており、住宅改造が必要と認められる方

③療育手帳の交付を受けた方で、障害の程度が「A」の方

または、交付を受けていない方で、障害の程度が「A」と同等と認められる方

④療育手帳の交付の有無に関わらず、障害の程度が「B」の「中度」で、身体障害者手帳3級の方

また、①の場合…介護保険制度の住宅改修を含む場合、介護保険制度の住宅改修事業の限度額を使い切っていること

②の場合…障がい福祉サービスの住宅改修を含む場合、障がい福祉サービスの住宅改修事業の限度額を使い切っていること

※介護保険制度の住宅改修・障がい福祉サービスの住宅改修に該当しない住宅改修の場合でも、住みよか事業は該当になる場合があります。ご不明な場合は、保険福祉課福祉係にお問合せください。

### 3. 住宅改造の対象箇所

玄関・廊下・洗面所・便所・浴室・台所・居室・階段等の対象者が利用する箇所に関するもので、対象者の自立が助長され、家族等介護を行う者の負担が軽減される住宅改造が対象となります。

### 4. 助成額

上限は30万円（超えた場合は自己負担）となります。

※助成金は申請者本人に支給します。町から業者に直接の支給は行いません。



## 5. 注意点

①～③のいずれかに該当する場合は、本事業の補助対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

- ①助成決定通知書の通知前に工事に着手した場合
- ②過去に一度、本事業の助成を受けている場合
- ③申請した年度に工事が完了しない場合

## 6. 申請方法

「高齢者等住宅改造助成申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに保険福祉課福祉係へ提出

## 7. 申請時の必要添付書類

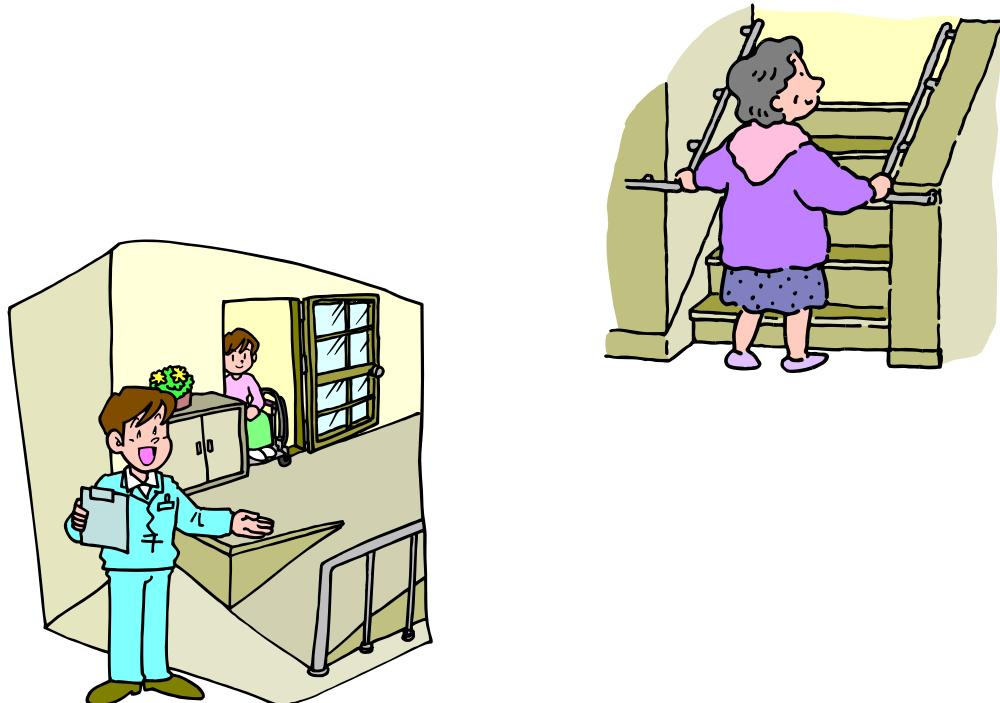
- ①見積書の写し・平面図・改造を要する部分の写真
- ②借家・借間の場合は「高齢者等住宅改造承諾書」が必要

## 8. 工事完了時の提出書類

- ①請求書の写し
- ②改造した部分の写真
- ③完了工事内訳書

## 9. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 福祉係 窓口



# ○福祉タクシー利用券交付事業

## 1. サービス内容

在宅の重度心身障がい者または虚弱高齢者等に対し、タクシー料金の一部を補助します。

## 2. 対象者

①～⑥のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方

②療育手帳「A」の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

④特定医療受給者証を有している方

⑤70歳以上の高齢者ののみの世帯に属し、歩行が困難である方

⑥医師により認知症の診断を受けた、単身世帯または70歳以上の高齢者ののみの世帯に属する方  
で、運転免許証を返納した方

また、①～③の場合…手帳の交付を受けていることを理由に、本人やその支援者が自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免を受けていないこと

④～⑥の場合…世帯に自動車（原付を含む）を所有していないこと

⑤～⑥の場合…利用券の交付の申請をしようとする日の属する年度（その日が4月1日から  
6月30日までの間である場合は、前年度とする。）において、住民税非課  
税世帯

障がい者手帳

障害者手帳

## 3. 補助額

1枚300円の福祉タクシー利用券を、1月に8枚（人工透析患者については20枚）交付します。

## 4. 申請方法

「福祉タクシー利用券交付申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに保険福祉課福祉係へ提出



## 5. 申請時の必要書類

「2. 対象者」の①～⑥のどれに該当するかにより必要書類が異なります。

- ①の場合 …身体障害者手帳の全ページの写し
- ②の場合 …療育手帳の全ページの写し
- ③の場合 …精神障害者保健福祉手帳の全ページの写し
- ④の場合 …特定医療受給者証の全ページの写し
- ⑤の場合 …歩行が困難であることを申告する書面等
- ⑥の場合 …医師の診断書及び運転免許証を返納したことを証明する書面等

## 6. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 福祉係 窓口

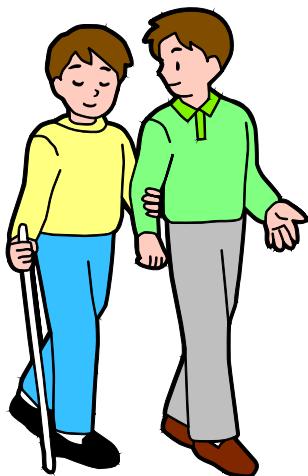
## 7. 利用券の配布方法について

詳細については、申請時にお知らせします。

## 8. 変更届等について

申請時の状況から変化があった場合、連絡をいただく必要があります。

※状況によっては、資格喪失となることもあります。



# ○高齢者運転免許証自主返納支援事業

## 1. サービス内容

運転免許証を自主返納した高齢者に対し、タクシー共通回数券を1冊：3万円分を交付します。

## 2. 対象者

次の①～③の全てに該当する方

- ①みやこ町に住所を有している方
- ②運転免許証を自主返納した方
- ③運転免許証自主返納時に70歳以上である方

## 3. 補助内容

タクシー共通回数券1冊：3万円分（1枚当たり300円の回数券が100枚綴られているもの）を、1回限り交付します。タクシー共通回数券は、「あいのりタクシー」にも使用可能です。

## 4. 注意点

運転免許証を自主返納した日から起算して6ヶ月以内に申請をしてください。

## 5. 申請方法

警察署にて運転免許証を自主返納した後に、「みやこ町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに保険福祉課福祉係へ提出



## 6. 申請時の必要書類

- ①自主返納時に警察署で交付される「申請による運転免許の取消通知書」
- ②代理申請の場合は、「委任状」及び「代理人の本人確認書類」が必要です。

## 7. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 福祉係 窓口

## 8. タクシー共通回数券の使用条件

- ①利用できるタクシーは北九州タクシー協会京築地区会加盟のタクシーです。  
※みやこ町周辺を走っているタクシー会社ならば基本的に利用できます。
- ②換金、おつりの対応はできません。
- ③利用者本人と、利用者とともに生活しているご家族が利用可能です。
- ④利用期限はありません。
- ⑤町内の方のみの利用のため、利用者が転出等された場合、タクシー共通回数券を返却いただく必要があります。
- ⑥1回の乗車で複数枚の利用ができます。





## 【福祉サービス】

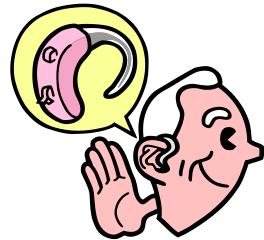
(みやこ町保険福祉課高齢者支援係)

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係  
TEL : 0930-32-3377  
FAX : 0930-32-8034

# ○高齢者補聴器購入補助事業

## 1. サービス内容

聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、管理医療機器認定を取得した補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。



## 2. 対象者

- ①～⑦の全てに該当する方
- ①満65歳以上の方
- ②みやこ町に住所を有し、かつ居住している方
- ③住民税非課税世帯に属する方
- ④「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく補聴器に係る補装具費の支給を受けられない方
- ⑤耳鼻咽喉科を標ぼうする医師により補聴器の必要性を認める意見書または診断書を徴することができる方
- ⑥過去にこの助成を受けていない方
- ⑦申請者および申請者と世帯を同一とする者の町税および使用料等の滞納がない方

## 3. 助成額

2万円を限度とし助成します。

## 4. 注意点

補聴器を購入する前に申請する必要があります。

## 5. 申請方法

「みやこ町高齢者補聴器購入費助成申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに保険福祉課高齢者支援係へ提出

## 6. 申請時の必要添付書類

- ①医師の意見書または診断書

※様式第1号の申請書に「医師の意見欄」の記入箇所があります。「医師の意見欄」に医師からの証明があれば上記書類の提出は不要です。

- ②「医師の意見書または診断書」の記入日前3ヶ月以内に測定したオージオグラム（純音聴力検査表）

## 7. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



## ○生活支援ホームヘルプサービス事業（介護保険サービス外）

### 1. サービス内容

調理・洗濯・掃除・買い物・その他必要な家事援助を行います。

利用回数は週2回以内で、1回1時間以内です。

利用期間は3ヶ月以内です。

### 2. 対象者

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者のみの世帯で、①～③の全てに該当する方

①介護保険の認定を受けていない方

②直近の町民税非課税世帯である方

③日常生活を営むに当たり同居家族等の援助を見込めず、軽易な日常生活上の援助が必要となつた方

### 3. 利用料

1時間当たり250円（生活保護受給世帯は無料）



### 4. 委託事業者

みやこ町シルバー人材センター

### 5. 注意点

利用前に利用者宅を訪問して、サービス内容に関する打ち合わせを行います。

### 6. 申請方法

「介護予防・生活支援事業申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

### 7. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



# ○いきがいデイサービス事業

## 1. サービス内容

閉じこもりがちな高齢者等に対し、通所によるサービスを提供し、社会的孤独感の解消及び自立生活の助長を図ります。

利用回数は週に1回です。

利用可能日は利用施設によって異なります。

## 2. 対象者

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者の方で、①・②ともに該当する方

①介護保険の認定を受けていない方

②閉じこもり傾向にある方

## 3. 利用料

1回当たり1,000円以内（送迎・昼食等を含む）

※利用料は利用する施設によって異なります。

## 4. 利用可能施設

町内に8ヶ所あります。詳細についてはお問合せください。

## 5. 申請方法

「介護予防・生活支援事業申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

## 6. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



## ○生活管理指導ショートステイ事業（介護保険サービス外）

### 1. サービス内容

一時的に指導・支援を行い、要支援状態への進行を予防するとともに、家族の介護負担軽減のための短期間の入所です。

原則として、6ヶ月以内に1回、1回当たり7日間以内の利用となります。

### 2. 対象者

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者または心身に障がいがある方で、①～③の全てに該当する方

①介護保険の認定を受けていない方

②同居家族等からの日常生活の援助を見込めない方

③日常生活を営むに当たり支障が生じているため、一時的に援助および生活管理指導が必要となった方

### 3. 利用料

1日当たり500円（生活保護受給世帯は無料）

※送迎料・食事代等別途負担あり（生活保護受給世帯は無料）

### 4. ショートステイ先

①犀川園

②聖家族の家

### 5. 注意点

ショートステイ先に、事前に空き状況の確認が必要です。



### 6. 申請方法

「介護予防・生活支援事業申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

### 7. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



## ○配食サービス事業

### 1. サービス内容

在宅において調理が困難な高齢者等を対象に定期的に訪問して、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに安否確認を行います。

利用できるのは、希望日の昼食及び夕食です。

休業日は利用する事業所によって異なります。

### 2. 対象者

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者等で、心身の障がい・傷病等により、食事の調理が困難な方のうち、①・②のいずれかに該当する方

①65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯に属する方

②日中、65歳以上の高齢者のみになる世帯に属する方

### 3. 利用料（1食につき）

①ごはんとおかず	:	400円
②おかず（小）のみ	:	350円
③おかず（大）のみ	:	400円
④嚥下障害、腎臓病および糖尿病対応の特別食等	:	利用する事業者が規定する料金

### 4. 利用可能事業所

①みやこ町社会福祉協議会

②宅配クック123

### 5. 申請方法

「介護予防・生活支援事業申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

### 6. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



## ○訪問理美容サービス事業

### 1. サービス内容

老衰、心身の障がいや傷病により外出困難となった高齢者宅に、理美容サービスを提供して、その訪問料金（1回2,000円）を補助します。  
利用は年4回までです。  
理美容サービスに係る料金は実費負担になります。

### 2. 対象者

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者等で、老衰・心身の障がい・傷病等により、一般の理容院や美容院に出向くことが困難な方

### 3. 利用料

利用料（自己負担額）は、理美容サービスに係る料金のみとなります。  
※理美容サービスに係る料金は、事業所により異なります。各理美容業者にお問合せください。

### 4. 利用方法

サービスの提供を受けた際に、理美容業者へサービス料と利用券を渡してください。

### 5. 理美容業者（令和7年4月1日現在）

- ①訪問美容 おおきな木（豊津地区 錦町上区）
- ②美容室 イズミ（犀川地区 下本庄区）
- ③犬塚 恵己（勝山地区 長川区）
- ④hair & spa SORA（勝山地区 中黒田2区）

### 6. 申請方法

「介護予防・生活支援事業申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

### 7. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



## ○寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

### 1. サービス内容

寝具（掛布団・敷布団・毛布等）を約2週間（※）預かり、洗濯・乾燥・消毒を行います。

※天候や利用枚数等により、お預かりの日数は前後することがあります。

### 2. 対象者

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者または心身障がい者で、要介護状態または傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な方

### 3. 利用料

事業にかかる費用の1割相当額が本人負担（利用料）となります。

※寝具の種類により異なりますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

※利用料は、寝具類返却時に直接業者にお支払いください。

### 4. 利用回数

年1回実施予定です。

※今後変更する場合があります。

### 5. 申請方法

「介護予防・生活支援事業申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

※日程等詳細につきましては、広報やホームページ等で随時お知らせいたします。

### 6. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



# ○高齢者日常生活用具給付事業

## 1. サービス内容

防火等において配慮を要する高齢者等に対して、下記の機器を給付します。

- ①電磁調理器（IH機器）
- ②火災報知器
- ③自動消火器

## 2. 対象者

### ①電磁調理器

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方等

### ②火災報知器

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者で、次の全てに該当する方

- (1) 町民税非課税世帯である方
- (2) 寝たきりの方または一人暮らしの方等

### ③自動消火器

みやこ町に居住している65歳以上の高齢者で、次の全てに該当する方

- (1) 町民税非課税世帯である方
- (2) 寝たきりの方または一人暮らしの方等



## 3. 本人負担

用具の価格の1割相当額

※生活保護受給世帯は無料

## 4. 申請方法

「高齢者日常生活用具給付申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

## 5. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



## ○介護予防住宅改修等事業

### 1. サービス内容

介護予防の観点から自宅での転倒防止を目的として、簡易的な住宅改修および福祉用具購入（以下「住宅改修等」といいます。）費用の補助を行います。

### 2. 対象者

みやこ町に居住し、みやこ町の住民基本台帳に登録されている方で、①～③の全てに該当する方

- ①介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者がいる世帯であること
- ②直近の町民税が非課税の世帯であること
- ③①に該当する高齢者で、心身の状態により転倒の危険性が認められる方



### 3. 補助対象内容

①～③の住宅改修等により、高齢者の自立が支援されるものが対象となります。

- ①手すりの設置
- ②すり付け板、スロープ等の設置による段差の解消
- ③介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具の購入

※特定福祉用具とは、福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するもので、腰掛便座や入浴補助用具等に関する福祉用具を言います。

### 4. 補助対象上限額・補助金額・利用者負担額

補助対象限額は50,000円です。補助対象上限額以上の工事・購入は、差額分の費用が利用者負担となります。

補助金額は、補助対象上限額または住宅改修等に係った費用のうち、どちらか低い金額の9割となります。利用者負担額は、住宅改修等に係った費用の1割または上限額の1割および上限額との差額費用となります。

#### 【補助金額・利用者負担額の例】

	住宅改修等の費用	補助金額	利用者負担額
例1	40,000円	36,000円	4,000円
例2	50,000円	45,000円	5,000円
例3	60,000円	45,000円	15,000円

### 5. 注意・補足事項

事業の利用にあたり、利用希望者の方については、専門職による判定会議を行います。

ご希望される方は、保険福祉課高齢者支援係またはみやこ町地域包括支援センター（TEL：0930-32-8032）までご連絡ください。

工事費用は、一度全額負担していただく必要があります。工事完了届の確認が済み次第、役場から補助金の支払いがあります。

## ○緊急通報装置設置事業

### 1. サービス内容

在宅で安心して生活を送るために、緊急通報装置の貸与と看護師等の専門職による定期的な安否確認及び健康・医療相談を行います。急病・事故等の緊急時に適切な対応を図り、利用者の自立した在宅生活の支援を行います。

### 2. 対象者

みやこ町に居住し、みやこ町の住民基本台帳に登録されている方で、緊急時に連絡手段の確保が困難な方のうち、①～⑤のいずれかに該当する方

- ①1人暮らしの高齢者（※1）世帯の方
- ②高齢者のみの世帯の方
- ③高齢者がいる世帯で、日常的に同居人が長時間不在となる世帯の方
- ④障害者手帳（※2）を有する方で単身世帯またはこれに準ずる世帯の方
- ⑤障害者手帳を有する方がいる世帯で、日常的に同居人が長時間不在となる世帯の方

※1…高齢者：65歳以上の方

※2…障害者手帳：身体障がい2級以上または聴覚・音声・言語機能障がい3級以上

### 3. 利用料

前年中の年金収入及び所得等の金額が150万円以下・・・無料

前年中の年金収入及び所得等の金額が150万円超過・・・年額6,000円（月額500円）

（※納付書をご自宅へ郵送します。）

### 4. 申請方法

「みやこ町緊急通報装置設置事業利用申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

### 5. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



# ○高齢者SOSネットワーク事業

## 1. サービス内容

行方不明になるおそれがある方の基本情報を事前に登録します。

家族等から同意が得られた登録者の情報を、警察署や地域包括支援センター等の関係機関と共有します。

登録者が行方不明になった際に、早期発見・保護ができるように関係機関と連携し、登録者の安全の確保及びその家族等への支援を図ります。

## 2. 対象者

みやこ町内に居住する方で、行方不明になるおそれがある方

※町内施設入居者の方も登録可能です。

## 3. 利用料

無料

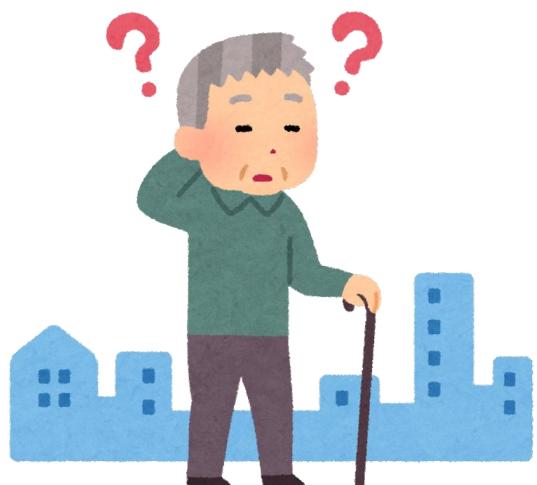
## 4. 申請方法

「みやこ町高齢者等SOSネットワーク登録票」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

※登録をする方の写真が必要です（上半身1枚、全体写真（前後左右）各1枚の計5枚）

## 5. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



## ○高齢者位置情報検索事業

### 1. サービス内容

行方不明になるおそれがある方にG P S端末機を貸与し、行方不明時に所在の確認を行います。

### 2. 対象者

高齢者S O Sネットワーク事業に登録しており、G P S端末機の充電・保管等の管理ができる家族  
および支援者がいる方で、次に該当する方

- ・町内に居住するおおむね65歳以上の在宅高齢者

### 3. 利用料及び負担費用

利用世帯の階層区分	利用者の負担額	
	利用料月額	専用シユーズ
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	無料	品代の半額
前年中の年金等収入金額が世帯1人当たり 150万円以内	無料	
前年中の年金等収入金額が世帯1人当たり 1,500,001円～300万円以内	300円	品代の全額
前年中の年金等収入金額が世帯1人当たり 3,000,001円～500万円以内	500円	
前年中の年金等収入金額が世帯1人当たり 5,000,001円以上	750円	

※専用シユーズの金額は、種類により異なります（1万円程度）。

### 4. 申請方法

「高齢者位置情報検索事業利用申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

### 5. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口

## ○高齢者等見守りシール交付事業

### 1. サービス内容

高齢者SOSネットワーク事業に登録されている方を対象に、QRコードのついたシール（耐洗コートラベル・蓄光シール）を交付します。

QRコードを読み込むことで情報を確認することができ、発見した時に対応してほしいことなどが記載されています。また、読み込み時に保護者の方にメールが送信され、伝言板内で保護者と発見者で連絡を取ることができ、本人の保護が素早く行えるようになっています。

### 2. 対象者

SOSネットワーク事業に登録しており、行方不明になるおそれがある方

### 3. 負担費用

無料（利用開始時に、耐洗コートラベル20枚・蓄光シール10枚を無料で交付）

ただし、追加でシールを購入する場合については、シール代は自己負担となります。

### 4. 申請方法

「みやこ町高齢者等見守りシール交付事業利用申請書」に必要事項を記入の上、保険福祉課高齢者支援係へ提出

### 5. 申請書類等の配布場所

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 窓口



## ○緩和した基準による訪問型サービスA（調理や掃除などの軽微な生活援助）

### 1. サービス内容

介護保険によりホームヘルプサービスに係る基準よりも緩和されたサービスで、ホームヘルパーまたは生活支援ヘルパー（町が定める研修修了者）が自宅を訪問し、調理・掃除などの「軽微な生活援助」を行います。

### 2. 対象者

基本チェックリストに該当し、町が定める判定会議にて「事業対象者」と認定された方  
または介護保険の要支援認定を受けた方で、サービス利用の必要性がある方

### 3. 利用料

1回あたり300円以内（1回1時間以内。週2回まで。）

※利用する事業所により利用料は異なります。

### 4. 申請方法

利用を希望される方は、保険福祉課高齢者支援係またはみやこ町地域包括支援センターまでご連絡ください。後日、ご自宅を訪問して、基本チェックリストや身体状況等の確認をさせていただきます。

### 5. 連絡先

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 TEL：0930-32-3377  
みやこ町地域包括支援センター TEL：0930-32-8032



## ○短期集中予防訪問型サービス

### 1. サービス内容

体力の改善や健康管理の維持が必要な方に対して、理学療法士・歯科衛生士・栄養士等の専門職が自宅を訪問し、短期間（最長4ヶ月）集中的に機能訓練や食事・栄養に関する助言・指導を行います。

### 2. 対象者

基本チェックリストに該当し、みやこ町が行う判定会議で「事業対象者」と認定された方  
または、介護保険の要支援認定を受けた方で、サービス利用の必要性がある方

### 3. 利用料

無料

### 4. 申請方法

利用を希望される方は、保険福祉課高齢者支援係またはみやこ町地域包括支援センターまでご連絡ください。後日、ご自宅を訪問して、基本チェックリストや身体状況等の確認をさせていただきます。

### 5. 連絡先

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係 TEL：0930-32-3377  
みやこ町地域包括支援センター TEL：0930-32-8032



## ○短期集中リハビリ通所型サービス

### 1. サービス内容

3～6ヶ月（計24回まで）の短期間にて、理学療法士・作業療法士等の専門職の指導の下、運動器の機能向上を目指すもので、地域性や生活環境等を考慮し、個別性に応じて介護予防プログラムを行います。

### 2. 対象者

基本チェックリストに該当し、みやこ町が行う判定会議で「事業対象者」と認定された方  
または、介護保険の要支援認定を受けた方で、サービス利用の必要性がある方

### 3. 利用料

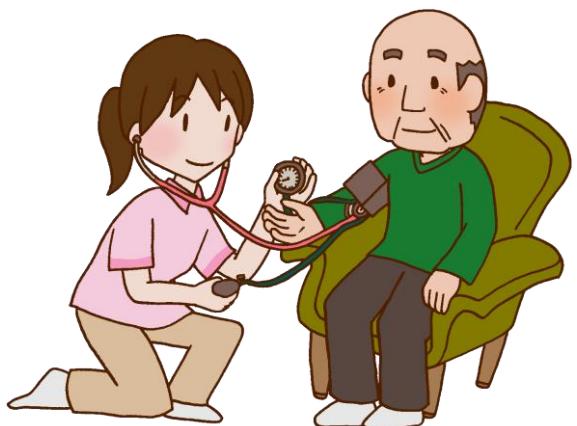
1回あたり400円（週2回まで）

### 4. 申請方法

利用を希望される方は、保険福祉課高齢者支援係またはみやこ町地域包括支援センターまでご連絡ください。後日、ご自宅を訪問して、基本チェックリストや身体状況等の確認をさせていただきます。

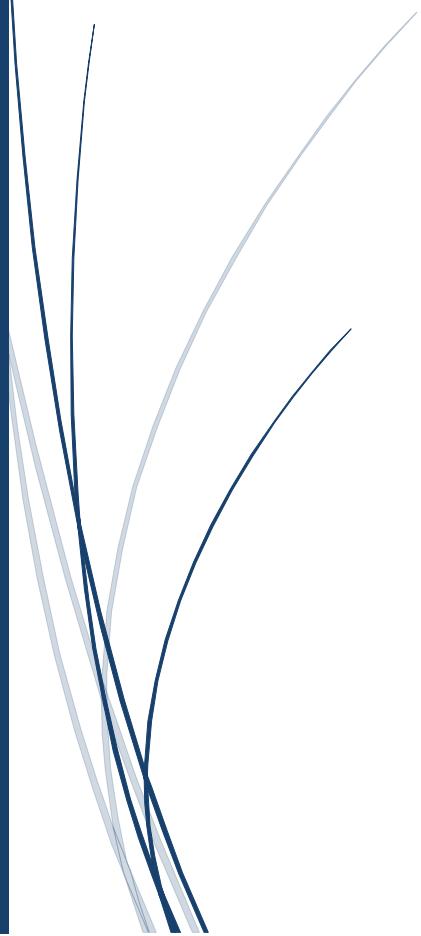
### 5. 連絡先

みやこ町役場 保険福祉課 高齢者支援係	TEL : 0930-32-3377
みやこ町地域包括支援センター	TEL : 0930-32-8032





## 【その他の情報】



## ○各種相談窓口

### ●困りごと相談室

#### 1. 相談できる内容

ひとりで悩まないで、くらしの困りごとをご相談ください。  
家計（お金）に関する相談、就労に関する相談、生活全般の相談 等

#### 2. お問い合わせ先

##### ・住所等

福岡県 自立相談支援事務所

〒824-0008

福岡県行橋市宮市町2-8 ヘブンリービル1F

TEL: 0930-26-7705

FAX: 0930-26-7706

##### ・相談時間等

月曜日～金曜日（祝日も開いています）

9:30～17:30

相談支援員が出向く出張相談も承ります。（予約制）



### ●子ども支援オフィス

#### 1. 相談できる内容

子どものいるご家庭の困りごとについて相談員があなたのお話やご希望をよくおききして、解決策と一緒に考えていく相談窓口です。個人情報・秘密は守ります。安心してご相談ください。  
子育て、家族の悩み 等

#### 2. お問い合わせ先

##### ・住所等

子ども支援オフィス 行橋オフィス

〒824-0008

福岡県行橋市宮市町2-8 ヘブンリービル1F

TEL: 0930-26-7710

##### ・相談時間等

月曜日～土曜日（祝日も開いています。土曜日は電話相談のみ。）

9:30～17:30

相談支援員が出向く出張相談も承ります。（予約制）



## ●みやこ町社会福祉協議会

### 1. 相談できる内容

社会福祉協議会の総合相談として、どこに相談してよいかわからないこと、こんなこと言ってもいいのかなと悩んでしまうこと、何でも、みやこ町のことで相談を受け付けています。

### 2. お問い合わせ先

#### ・住所等

みやこ町社会福祉協議会

〒824-0217

福岡県京都郡みやこ町犀川古川50番地 みやこ町コミュニティセンターいこいの里内

TEL: 0930-42-1000

FAX: 0930-42-1719

#### ・営業時間等

8:30~17:00



【次のページへ続く】

## ○各種相談窓口【続き】

### ●みやこ町地域包括支援センター

#### 1. 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の促進を包括的に支援することを目的とした施設です。（介護保険法第115条の46第1項より抜粋）

#### 2. 主な業務概要

##### ①総合相談支援業務

介護保険に限らず、介護に関する相談や心配事、健康や福祉、医療や生活に関することなど、高齢者の方の幅広い相談に応じています。相談は無料です。

##### ②権利擁護業務

高齢者の方の人権や財産を守るために、消費者被害への対応や成年後見制度活用の支援、高齢者虐待の対応などを行います。

##### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・保健・介護の分野の専門家や地域の関係機関と連携するためのネットワークづくりを行います。

（例：地域ケア会議の開催、ケアマネジャーへの個別指導・相談など）

##### ④介護予防ケアマネジメント業務

要支援1または2と認定された方や、支援や介護が必要となる可能性が高い方を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が送れるように介護予防を目的とした支援を行います。

（例：介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの案内、介護予防教室の実施など）

##### ⑤介護予防対象者把握事業（高齢者訪問）

当該年度に75歳・80歳になる方、81歳以上で介護認定を受けていない方を対象に相談員（看護師）が自宅を訪問して支援を必要とする方を把握し、介護予防につなげていきます。

#### 3. お問い合わせ先

##### ・住所等

みやこ町地域包括支援センター

〒824-0801

福岡県京都郡みやこ町勝山大久保3222番地1

TEL：0930-32-8032/FAX：0930-32-8033

##### ・営業時間等

月曜日～土曜日（時間外は電話対応のみ。）8：30～17：30

日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）は終日電話対応のみ

## ○生活保護制度

### 1. 制度について（一部、厚生労働省ホームページより引用）

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活保護は国民生活を保障するための最後の手段として行われるものであるため、生活にお困りの場合、まずは生活保護相談の前に自立相談支援機関等へご相談ください。

具体的な事前相談窓口は、23ページに記載している「困りごと相談室」等です。

### 2. 相談・申請窓口（みやこ町の場合）

#### ①生活保護制度についての問い合わせ先

福岡県京築保健福祉環境事務所

〒824-0005

福岡県行橋市中央1丁目2番1号

TEL：0930-23-2244（代表）

0930-23-3176（保護第1課）

FAX：0930-23-4880（代表）

#### ②申請窓口 ※申請前に「困りごと相談室（23ページを参照）」へ事前相談してください。

みやこ町役場 保険福祉課 福祉係

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

TEL：0930-32-2511（代表）

0930-32-2516（保険福祉課）

FAX：0930-32-4563（代表）

0930-32-8034（保険福祉課）



## ○成年後見制度

### 1. 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。（厚生労働省「成年後見はやわかり」より抜粋）

### 2. 相談窓口

#### ●行橋・京都成年後見センターおれんじ

行橋・京都成年後見センターおれんじとは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、「本人が金銭管理が難しくなってきた」、「消費者被害にあってしまった」、「家族・親族として本人を支援していきたいが、どのようなことをしていったらよいのかわからない」などの本人の権利擁護に関する困りごとに寄り添い、成年後見制度等を利用して何ができるのか、次のような事業を実施して、一緒に考えていく機関になります。

##### ①成年後見制度に関する相談支援

本人、家族、関係機関等から成年後見制度に関する総合的な相談を受けます。

また、手続きや提出書類の作成方法についても説明します。

##### ②成年後見制度利用促進

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断をします。

##### ③成年後見制度の広報・啓発

身近な支援者が「成年後見制度の活用が必要なのかもしれない」、「権利擁護の支援が必要なのかもしれない」と気づけるように広報・啓発をします。

##### ④後見人等支援

後見人等から相談があった場合や本人の状況の変化などに応じ、チーム編成や支援内容の変更を検討・判断知るための支援をします。

#### 【連絡先】

住 所：福岡県行橋市大字中津熊501 行橋市総合福祉センター ウィズゆくはし内

電話番号：0930-26-8910

営業時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分



## ○認知症について

### 1. 認知症とは

認知症は、脳の病気や障がいなどの様々な原因により、記憶や判断力などの認知機能が低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態のことをいいます。

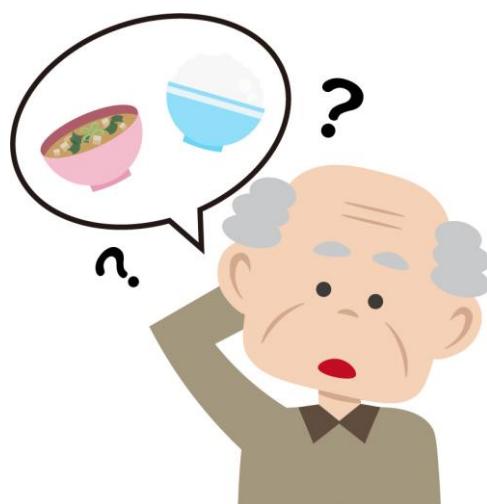
認知症の原因の中で最も多いのは、アルツハイマー型認知症で、脳神経が変性して脳の一部が萎縮していく過程でおきる認知症です。次いで多い脳血管性認知症は、脳梗塞や脳出血などによって脳細胞が損傷を受け、その部分の機能が低下することによっておこる認知症です。

### 2. 認知症は早期発見・早期治療が大切

早く治療を始めることで、認知症の進行を遅らせることができることもあり、場合によっては症状が改善することもあります。

また、中には、認知症と間違われやすい病気の場合もあります。

「認知症かも？」と思ったら、早い時期にかかりつけ医や相談窓口に相談しましょう。



### 3. 相談窓口など

#### ①認知症医療センター（認知症専門外来）

認知症医療センターとは、認知症の医療相談や診療に応じる専門の医療機関のことをいいます。

「物忘れ・認知症が心配」、「病院に相談したいが、どこに相談したらいいのかわからない」などの場合は、認知症医療センターにご相談ください。

##### 【連絡先】

###### ・行橋記念病院

住 所：福岡県行橋市北泉3丁目11番1号

電話番号：0930-25-2184

###### ・見立病院

住 所：福岡県田川市大字弓削田3237番地

電話番号：0947-46-2164



#### ②みやこ町地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、認知症の人が「住み慣れた地域で自分らしく尊厳をもって暮らし続けられる」ように医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を推進しています。「どこに相談するのかわからない」といったお悩みにも、まずはご相談ください。

##### 【連絡先】

住 所：福岡県京都郡みやこ町勝山大久保3222番地1

営業時間：月曜日～土曜日（年末年始を除く） 8時30分～17時30分

電話番号：0930-32-8032

#### ③オレンジカフェ「よっちょいでみやこ」

認知症の方やその家族、地域の皆さんのが心のいやしの場として、どなたでも気軽にお立ち寄りいただけるカフェとなっています。認知症や介護などの相談にも応じます。専門職やボランティアスタッフが笑顔でお待ちしています。

##### 【開催場所・日時】

毎月広報誌に掲載し、防災行政無線で放送します。

問合せ先：0930-32-3377（みやこ町 保険福祉課 高齢者支援係）





## 福祉サービス一覧

令和7年5月16日 作成

作成 みやこ町役場 保険福祉課

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 (〒824-0892)

電話 0930-32-2511 (代表)

0930-32-2516 (直通)

FAX 0930-32-4563 (代表)

0930-32-8034 (直通)